平成２４年（フ）第９５号
静岡市駿河区石田１丁目16番14号
債務者　松崎恵美子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６号
沖縄県宜野湾市真栄原２丁目15番52―303号
エスペランサ宜野湾壱番館
債務者　上間　千賀（旧姓知名・志良堂）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第４７号
静岡県湖西市新居町新居3033番地の５　市営住吉東住宅Ａ棟103号
債務者　池田　智子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
静岡県浜松市中区相生町10番17号
債務者　鈴木　麻美
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
長崎県佐世保市陣の内町198番地２、旧住所長崎県佐世保市陣の内町198番地１
債務者　豊里　裕樹
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１号
島根県江津市都野津町2291番地１
債務者　筒井　保孝
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第４号
島根県江津市松川町市村342番地29
債務者　中田貴美治
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第５号
島根県浜田市長沢町1693番地21　クリスタル博多202
債務者　山藤　　健
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２３年（フ）第３０２号
埼玉県熊谷市大原１丁目11番34号
破産者　有限会社ふそう
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成24年６月５日午前11時30分と変更する。
平成24年３月５日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３０３号
埼玉県熊谷市大原１丁目11番34号
破産者　柴崎　英雄
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成24年６月５日午前11時30分と変更する。
平成24年３月５日
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産法218条に基づく破産手続廃止の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日から２週間以内に破産手続廃止の申立てに対して意見を述べることができる。

平成２３年（フ）第１７３号
福島県伊達郡桑折町大字北半田字平沢田３番地
破産者　野村　　清
平成24年３月５日
福島地方裁判所第１民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１８６号
滋賀県東近江市林田町2006番地
破産者　新日本ノントック株式会社
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１４４５号
札幌市南区南沢３条３丁目４番８号
破産者　中濱　　満
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０５号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前７丁目14番地１　長浦パークハウスＥ２号、開始決定時の住所千葉県市原市北国分寺台５丁目５番地20
破産者　吉野　吉夫
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１７０号
千葉市若葉区中田町1193番地138
破産者　宮岡　文加
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６２９号
兵庫県加古川市尾上町養田687番地の３
破産者　加古川タイヤ販売株式会社
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部